

行革第 1457 号指令

札幌市北区北 21 条西 3 丁目 1 番 14 号
財団法人山口正栄記念奨学財団

平成 21 年 10 月 15 日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 44 条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定します。

平成 22 年 1 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ



(総務部行政改革局行政改革課公益法人グループ)

別紙

- 1 法人コード：A001754
- 2 法人の名称：財団法人山口正栄記念奨学財団
- 3 認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人山口正栄記念奨学財団
- 4 代表者の氏名：山口 正雄
- 5 主たる事務所の所在場所
札幌市北区北 21 条西 3 丁目 1 番 14 号
- 6 公益目的事業
奨学金給付事業
- 7 収益事業等
該当なし
- 8 旧主務官庁の名称：北海道教育委員会